

(平成 27 年 12 月議会)

一般質問

根岸ゆき子
議員

問

墓地条例の制定を求める

答

さまざまな角度から検討が必要

Q 墓地条例の必要性については、一色字打越に建設予定の「二宮霊園ひかりの丘」の事例を通して課題が浮き彫りになっている。町の都市計画では墓地の設置基準は明確でない。業者が合法的に手続きを進めてきた場合、住人はなすすべがなく、県が許可権者である以上、町の権限はない。課題認識と対策を問う。

A すぐにできることとして開発指導要綱の改正をした。県から権限移譲することで条例制定は可能だが、既存墓地の状況把握、拡大計画の調査などが必要で、専門知識を有する人材確保が町の課題となる。

Q 県では専門職を設置しなくとも良いと聞いた。町においても職員が資格を取得すれば良いのでは。

A 業務として受ける以上相応の準備は必要。専門職員を抱えるのは難しい。

Q 墓地建設の可能性がある土地は想定できるか。

A 市街化調整区域は 474ha あるが道路や水道の整備されている住宅に隣接する場所の可能性が高い。平塚市の条例のように、住宅からの距離を 110m 離して地図上に落とすとかなり候補地は限定される。墓地は必要であるという法律の主旨とあわせて検討が必要。

Q 権限移譲から条例制定までにかかる時間は。

A 権限移譲だけで 1 年半はかかるが、その前に意思決定するための調査期間が必要で、条例策定にも 1 年はかかる。

Q 町長は選挙中から墓地は作らせないとまじづく



住宅隣接地に後からの墓地建設は二宮初 反対の声上がる

り条例で対応すると言ってきた。期待する住人の声もあるが考えを聞く。

A 住宅に近いところに墓地はつくれないという条例規制はまちづくり条例だけでは無理。勉強不足だったかもしれないが需要と供給の調査は必要。行革の点でも体制作りと予算措置の検討がある。制定目指さずしてこまめで調べない。他町村になどいくのには慎重にならざるを得ない。